

平成 25 年度 美唄市職員採用試験案内

【問合せ】 一般事務 総務課総務・職員グループ TEL62-3135

試験期日・内容

○一般・民間企業等経験者

《第 1 次試験》10 月 14 日(日) 筆記(教養・専門・適性)

※専門は民間企業等経験者(技術職)のみ

《第 2 次試験》11 月 4 日(日)【予定】 筆記(適性)・作文・集団討論

《第 3 次試験》11 月 25 日(日)【予定】 個別面接

○身体に障がいのある方

《第 1 次試験》10 月 14 日(日) 筆記(教養)・作文

《第 2 次試験》11 月 25 日(日)【予定】 個別面接

受付期間

9 月 14 日(金)までに総務課総・職員グループに配置している試験申込書により申し込みください。

(試験申込書は市のホームページからダウンロードできます)

試験区分と受験資格

【一般】

試験区分		受 験 資 格	採用人員
事 務 職	上級	学校教育法による大学(大学院含む)を卒業若しくは平成 25 年 3 月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた方	4 名程度
	中級	学校教育法による短期大学(高等専門学校及び専修学校含む)を卒業若しくは平成 25 年 3 月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ※専修学校は、修業年限が 2 年以上の専門課程で、専門士の称号を取得又は平成 25 年 3 月までに取得見込みの方	
	初級	学校教育法による高等学校を卒業若しくは平成 25 年 3 月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた方	

【民間企業等経験者】

試験区分	受 験 資 格	採用人員
技 術 職 (建築)	次の①～③の全ての要件を満たす方 ①学校教育法による高等学校以上を卒業した方又は市長がこれと同等と認める方で、昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②一級建築士の資格を有する方 ③平成 24 年 7 月末日現在で試験区分に関する民間企業等における職務経験がある方	1 名

【身体に障がいのある方】

試験区分	受 験 資 格	採用人員								
事 務 職 (身体に障が いのある方)	次の①～③の全ての要件を充たし、かつ、下表の区分のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(1級～6級)の交付を受けている方。 ②自力(家族等による送迎を含む)により通勤し、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能な方 ③活字印刷による出題及び口頭による面接試験に対応できる方	若 干 名								
	<table><tr><th>区分</th><th>資 格 要 件</th></tr><tr><td>大学卒</td><td>学校教育法による大学(大学院含む)を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方</td></tr><tr><td>短大卒</td><td>学校教育法による短期大学(高等専門学校及び専修学校含む)を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方 ※専修学校は、修業年限が2年以上の専門課程で、専門士の称号を取得又は平成25年3月までに取得見込みの方</td></tr><tr><td>高校卒</td><td>学校教育法による高等学校を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方</td></tr></table>		区分	資 格 要 件	大学卒	学校教育法による大学(大学院含む)を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方	短大卒	学校教育法による短期大学(高等専門学校及び専修学校含む)を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方 ※専修学校は、修業年限が2年以上の専門課程で、専門士の称号を取得又は平成25年3月までに取得見込みの方	高校卒	学校教育法による高等学校を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方
	区分		資 格 要 件							
	大学卒		学校教育法による大学(大学院含む)を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方							
	短大卒		学校教育法による短期大学(高等専門学校及び専修学校含む)を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方 ※専修学校は、修業年限が2年以上の専門課程で、専門士の称号を取得又は平成25年3月までに取得見込みの方							
高校卒	学校教育法による高等学校を卒業若しくは平成25年3月までに卒業見込みの方又は市長がこれらと同等と認める方で、昭和52年4月2日以降に生まれた方									